

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 5 月 17 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ ハンナコウキョウ 株式会社阪奈興業  
 住所 〒575-0014 大阪府四條畷市大字上田原547番地2  
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク キタガワ リョウスケ 代表取締役 北河 良介  
 電話番号 0743-78-9944  
 FAX番号 0743-78-9945  
 メールアドレス info@kyoka-matsumoto.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 5 月 17 日

届出者

氏名又は名称 株式会社阪奈興業  
住 所 大阪府四條畷市大字上田原547番地2  
代表者氏名 代表取締役 北河 良介

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャハンナコウギョウ 株式会社阪奈興業		
住 所	大阪府四條畷市大字上田原547番地2		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 <small>キタガワ</small> 北河 <small>リョウスケ</small> 良介		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 北河 省三	代表取締役 北河 良介	令和 年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 5 月 17 日

申請者

氏名又は名称 株式会社阪奈興業  
住 所 大阪府四條畷市大字上田原547番地2  
代表者氏名 代表取締役 北河 良介

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。



## 履歴事項全部証明書

大阪府四條畷市大字上田原547番地2  
株式会社阪奈興業

会社法人等番号	1500-01-005129
商号	株式会社阪奈興業
本店	大阪府四條畷市大字上田原547番地2
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成1年11月2日
目的	1. 家庭用厨房機器の搬入、据付工事及び修理並びに販売 2. 商品のインターネット販売及び通信販売 3. インターネット、携帯電話、その他通信システムを利用したオークションの開設、運営並びに販売 4. 住宅・店舗・ビル・マンション等のリフォーム業務 5. 一般貨物自動車運送業 6. 洗面化粧台の組立 7. 産業廃棄物収集運搬業 8. 上記各号に附帯、関連する一切の事業 平成26年 4月10日変更 平成26年 4月11日登記
発行可能株式総数	240株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する
資本金の額	金1000万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。



役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>北河省三</u>	平成30年12月7日重任
			平成30年12月7日登記
	<u>取締役</u>	<u>北河省三</u>	令和2年12月22日重任
			令和3年1月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>北河省三</u>	令和4年12月22日重任
			令和5年4月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>北河洋子</u>	平成30年12月7日重任
			平成30年12月7日登記
	<u>取締役</u>	<u>北河洋子</u>	令和2年12月22日重任
			令和3年1月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>北河洋子</u>	令和4年12月22日重任
			令和5年4月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>北河裕子</u>	平成30年12月7日重任
			平成30年12月7日登記
	<u>取締役</u>	<u>北河裕子</u>	令和2年12月22日重任
			令和3年1月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>北河裕子</u>	令和4年12月22日重任
			令和5年4月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>北河良介</u>	平成30年12月7日重任
			平成30年12月7日登記
	<u>取締役</u>	<u>北河良介</u>	令和2年12月22日重任
			令和3年1月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>北河良介</u>	令和4年12月22日重任
			令和5年4月28日登記



	奈良県生駒市東菜畑二丁目886番地の4 代表取締役 <u>北河省三</u>	平成30年12月 7日重任 ----- 平成30年12月 7日登記
	奈良県生駒市東菜畑二丁目886番地の4 代表取締役 <u>北河省三</u>	令和 2年12月22日重任 ----- 令和 3年 1月29日登記
		令和 4年 4月 1日辞任 ----- 令和 4年 4月 1日登記
	奈良県生駒市西松ヶ丘15番79-604号 代表取締役 <u>北河良介</u>	令和 4年 4月 1日就任 ----- 令和 4年 4月 1日登記
	奈良県生駒市西松ヶ丘15番79-604号 代表取締役 <u>北河良介</u>	令和 4年12月22日重任 ----- 令和 5年 4月28日登記
	<u>監査役</u> <u>北河明美</u>	平成30年12月 7日重任 ----- 平成30年12月 7日登記
	監査役 <u>北河明美</u>	令和 4年12月22日重任 ----- 令和 5年 4月28日登記
	取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社
	監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社
	登記記録に関する 事項	平成25年1月23日奈良県生駒市中菜畑一丁目55番地の1から本店移転 平成25年 1月30日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和 5年 5月11日

大阪法務局  
登記官

武 田 恵 美





# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社阪奈興業と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 家庭用厨房機器の搬入、据付工事及び修理並びに販売
2. 商品のインターネット販売及び通信販売
3. インターネット、携帯電話、その他通信システムを利用したオークションの開設、運営並びに販売
4. 住宅・店舗・ビル・マンション等のリフォーム業務
5. 一般貨物自動車運送業
6. 洗面化粧台の組立
7. 産業廃棄物収集運搬業
8. 上記各号に附帯、関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府四條畷市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行する株式の総数及び額面株式1株の金額)

第5条 当社の発行する株式の総数は、240株とする。

当社の発行する額面株式1株の金額は、100,000円とする。

(株式の記名式及び株券の種類)

第6条 当社の株式は、すべて記名式とし、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡には、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- 1 譲渡による株式の取得の場合には、株券
- 2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券



(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第12条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

### 第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)





第17条 当社の取締役は5名以内とし、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第24条 当社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(利益配当)

第25条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、  
当会社はその支払義務を免れるものとする。

この定款は原本と相違ありません。

令和5年5月11日

株式会社阪奈興業

代表取締役 北河 良介





# 委任状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2の権限を委任します。

## 記

1. 代理人 住所 大阪府中央区谷町2-2-18  
大手前田中ビル6階  
氏名 行政書士 松本 圭太  
(行政書士会登録番号 第13260273号)  
電話 06-6940-4870
2. (指定給水装置工事事業者に係る変更届の書類の作成、提出、補正、訂正、副本の受領など付帯関連する一切の権限)

令和 5 年 5 月 11 日

営業所所在地 四條畷市大字上田原547-2

委任者 商号又は名称 株式会社阪奈興業

代表者氏名 代表取締役 北河 良介

